# (第3次) 智頭町男女共同参画プラン

~みどりの風が吹く 個性溢れる疎開のまち ちづ~

平成25年3月

智頭町

## 目 次

	基本構想	想】				
	プランのタ	策定に	こあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 1
[	智頭町男名	女共同	司参画プランの体系図】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 2
[	基本計画】					
	《基本目標現	1》す	~~~ての人の人権が尊重されるまちづくり・・・・	•	•	• 4
	重点目標		男女の人権尊重の推進 男女共同参画を推進する学習・教育機会の充実			
	重点目標	(3)	あらゆる暴力の根絶			
	《基本目標 現 状	2》す	「べての人があらゆる場面で参画できるまちづくり	•	•	• 9
			政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 社会通念・慣行の見直し			
	重点目標	(3)	家庭・地域における男女共同参画の促進			
	《基本目標 現 状	3》生	証がきいきと暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 14
	重点目標	(1)	多様な生き方に対応した子育て支援の充実			
		, ,	高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備			
	重点目標	(3)	男女が共に働くための環境づくり			

【プランの推進】・・・・・・・・・・・・・・21

## ○ 基本構想

プランの策定にあたって

## 1. プラン策定の趣旨

少子高齢化の進展、家族形態の多様化、国際化、高度情報化など、私たちを取り巻く社会環境は、急速に変化しています。

このような状況の中、一人一人が幸せに生きるために、男性も女性もすべての個人がお互いの人権を尊重し、性や世代にとらわれず、個性と能力を認め合い、それらを充分に発揮できる社会の実現が求められています。

しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られた性別による固定的役割分担意識や、それに基づく社会慣行は、あらゆる場において依然として根強く残っています。平成24年10月に実施した「智頭町男女共同参画町民意識調査」においても「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という性によって役割を決める考え方に男性では『反対』より『賛成』の人が多く、また「地域社会に関わることなどは男性、家事育児等家庭のことは女性が担う」といった性別役割分担意識が根強く残っていることなど調査結果からみることができることから、男女共同参画社会を実現し、いきいきと充実した生活をおくることができる智頭町をめざし、「智頭町男女共同参画プラン」を策定しました。

## 2. プランの役割

このプランは、男女共同参画社会基本法の理念をふまえ、男女が社会の対等な構成 員として男女共同参画社会を築くために、住民・地域・企業・行政が一体となって取 り組む施策を総合的・体系的に推進するための指針となるものです。

#### 3. プランの性格

- ①男女共同参画社会基本法に基づいて策定するプランであり、智頭町の男女共同参 画施策を推進するうえで、基本となるプランとします。
- ②少子・高齢化、就業構造及び就業形態の変化、ライフスタイルの多様化等社会経済環境の変化に対応し、智頭町の男女共同参画形成に関する施策を総合的・体系的に推進するためのプランとします。
- ③国・県の男女共同参画基本計画との整合性を図ったプランとします。
- ④智頭町総合計画との整合性を図ったプランとします。

## 4. プランの期間

平成25年度から平成29年度の5年間とします。

## 智頭町男女共同参画プランの体系図

			基本	重点目標	施策の方向	具体的取り組み			
			目標 すべての	(1) 男女の人 権尊重の推進	①男女の人権尊重に関する意識の啓発 ②職場・地域などにおける広報・啓発の推進	<ul><li>・町広報紙、ホームページを利用した啓発や情報提供</li><li>・啓発資料の配布</li></ul>			
		1	人の人権が尊重され	(2) 男女共同参画 を推進する学習・ 教育機会の充実	①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 ②男女共同参画に関する学習機会の提供 ③女性リーダーの育成	・町広報紙、ホームページを利用した啓発や情報提供 ・意識改革のための学習機会の提供、 研修会等への参加促進			
みどりの			るまちづくり	(3) あらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力をなくすための啓発 ②セクシャル・ハラスメント防止対策の推進 ③相談体制の整備	・町広報紙、ホームページを利用した啓発や情報提供 ・相談体制の整備・周知、関係機関との連携			
風が吹く 個		2	すべての人があらゆ	(1) 政策・方針決 定過程への女性の 参画の拡大	①各種委員会・審議会への女性の参画促進 ②各種団体役員の女性参画の拡大 ③人材の発掘・育成 ④女性の人材育成	<ul><li>・町広報紙、ホームページを利用した啓発や情報提供</li><li>・啓発資料の配付</li><li>・女性の登用率の向上・女性の人材育成</li></ul>			
個性溢れる疎開			る場面で参画できるまち	(2) 社会通念・慣行の見直し	①家庭・地域・職場等の慣行の見直し ②広報・リーフレット等を活用した啓発	・町広報紙、ホームページを利用した啓発や情報提供 ・固定的役割分担是正のための意識 啓発			
開のまち				まちづくり	づく	づく	(3) 家庭・地域に おける男女共同参 画の促進	①男女の固定的な役割分担是正のための広報・啓発 ②地域・ボランティア活動への参画促進 ③男性の日常生活面の自立支援	<ul><li>・男女共同参画意識調査の実施</li><li>・地域活動への参加促進</li><li>・男性の家庭生活への参画促進等の 広報・啓発</li></ul>
ちづ】		3	3	3	3	生涯いきいきと暮らせるまちづくり	<ul><li>(1) 多様な生き方に対応した子育て支援の充実</li><li>(2) 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備</li></ul>	①保育サービスの整備 ②子育てに関する相談・支援体制の整備・充実 ③ひとり親家庭に対する支援 ①自立のための基盤整備 ②福祉・介護サービスの充実 ③いきいきと暮らせる環境づくり ①雇用の場における男女共同参画	・多様な保育サービスの実施 ・相談支援体制の整備・周知 ・子育で経費の軽減 ・寝たきりにならないための健康管 理の推進 ・福祉・介護等における相談体制の 充実 ・老人クラブの充実 ・女性の能力開発
						(3) 男女が共に働 くための環境づく り	②仕事と家庭の両立支援 ③農林水産業・自営業における男女共同参画	<ul><li>・男性の家事・育児への参画促進</li><li>・町内事業所に対する啓発</li><li>・農産物加工等を通じた交流促進</li></ul>	

## 行動計画

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			1 /4/4 = 0 1 /2	
【広報活動】	<u> </u>			
	告知端末等へ掲載			
・目標:毎月				意識
○啓発資料の配布	ī			調査
【学習研修】				
○男女共同参画	「男女共同参画講演	会」の開催		
○男の料理教室の	開催			第4次プラ
				策定の取組
【参画促進】	<u> </u>	<u>I</u>	<u> </u>	別組ラ人
	5動、男性の家庭生	活参画の促進		
<u> </u>				
<b>.</b>				
【女性参画拡大】	5 o 1 11 /1 mb 14 1 o	III \ \ LL_b belo		
	等の女性役職増員の ば、の本は	促進等		
○その他女性リー	ーターの育成 	ı		
【体制の整備・拡	<b>太</b> 充】			
	を備と関連機関との	連携		
○支援体制の整備				
○福祉・介護の相	目談内容の充実 <del></del>	•		
【その他】	:	:	i	
○多様な保育サー	ービス			
○子育て費用の軽	<b>圣</b> 減			
○老人クラブの充	医実			
【智頭町男女共同				
○プランの推進と	運行官埋等			

## 基本計画

## 基本目標1. すべての人の人権が尊重されるまちづくり

人権の尊重は、男女共同参画社会の基盤をなすものであり、職場・家庭・地域社会のあらゆる場面で、公平に実現されなければなりません。性別にもとづく差別が解消され、男性も女性も一人の人間として尊重される社会づくりをしていくことが重要です。特にドメスティック・バイオレンス(以下DV)※①やセクシュアル・ハラスメント(以下セクハラ)※②等の女性に対する暴力をなくしていくことは、女性の人権を尊重し擁護する上で極めて重要なことです。

このためにも、女性に対する暴力の根絶など、女性の人権の尊重に向けた取り組みを 進めるとともに、男女の人権の尊重と平等の意識を育み、人権が尊重されるまちづくり を進めます。

- ※①ドメスティック・バイオレンス (DV)・・・同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年では DV の概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。その他、恋人関係等で起こる DV をデート DV という。
- ※②セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)・・・職場・学校などで(法的な取決めがあるのは職場のみ)、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。これまでは一般的に、「男性から女性」に対する性的な嫌がらせの意味で使われてきたが、「女性から男性」「同性間」での性的嫌がらせもこれに含まれる。

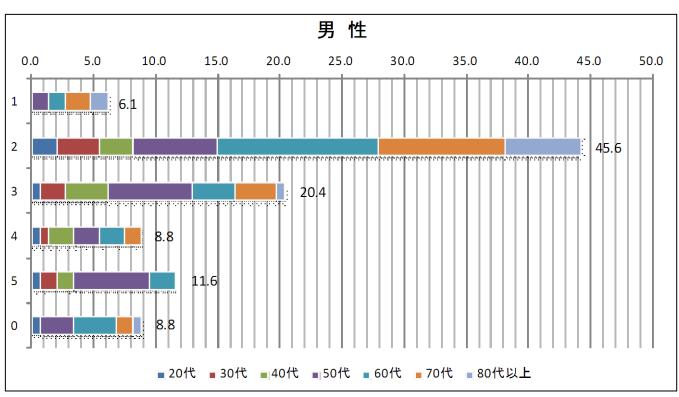
## 現状① 性別によって男女の役割を決める考え方について

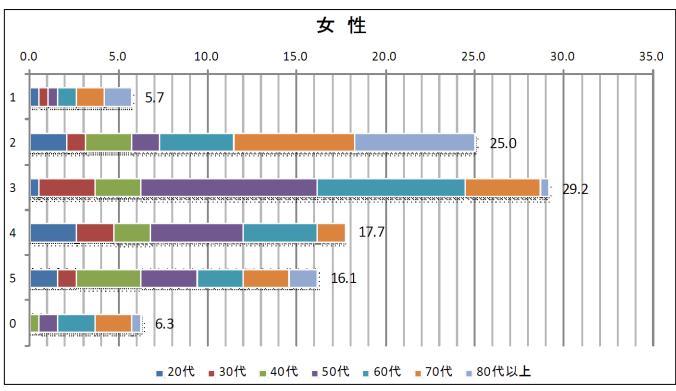
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という性によって役割を決める考え方については、男性では「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成群』(51.7%)が「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた『反対群』(29.2%)を22.5ポイント上回り、女性では『反対群』(46.9%)が『賛成群』(30.7%)を16.2ポイント上回っています。

【「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、あなたはどう思いますか。】(以下、設問に対する回答は、平成24年10月実施「智頭町男女共同参画町民意識調査」よる)

#### 〈選択肢〉

1	賛成
2	どちらかといえば賛成
3	どちらかといえば反対
4	反対
5	わからない
0	無回答・無効回答





## 現状② 家庭の仕事の分担について

単身世帯以外の人に家庭での仕事を誰が分担しているかを聞いたところ、【地域の活動、自治会、町内会】を除く各仕事において、男性では「ほとんど配偶者」「どちらかといえば配偶者」、女性では「ほとんど自分」「どちらかといえば自分」であると答えた割合が高くなっています。

地域社会に関わることなどは男性、家事育児等家庭のことは女性が担うといった性別 役割分担が暗黙のうちに決められ、現在の習慣になっていることも調査結果から見るこ とができます。

## 【あなたの家庭は、次のような家庭の仕事を、どなたが担当されていますか。】

_		ほとんど自分・どちら	ほとんど配偶者・どち
項目	性別	かといえば自分	らかといえば配偶者
	男性	8. 2%	61.3%
①食事の支度	女性	63.5%	2.6%
② 会事の上仕は	男性	8.9%	52.4%
②食事の片付け	女性	65.6%	3. 1%
(A) 2/H- 2/H	男性	10.2%	55.8%
③洗濯	女性	64.6%	3. 1%
<b>山</b> 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	男性	8.2%	48.3%
<ul><li>④掃除</li></ul>	女性	66.2%	3.6%
⑤日常の買い物	男性	8.8%	43.5%
◎日市の員( '物	女性	54.7%	2.6%
⑥小さい子どもの世話	男性	0.7%	22.4%
のからい子ともの世間	女性	19.3%	1.0%
の公共のと用わす粋さい守しの出ま	男性	3.4%	17.7%
⑦介護の必要な高齢者・病人の世話	女性	18.7%	0.5%
②地位の江新	男性	50.3%	5.4%
⑧地域の活動、自治会・町内会	女性	18.2%	27.6%
⑨子どもの学校の活動・行事	男性	8.8%	16.3%
<b>受すてもの子校の位割・11事</b>	女性	18.3%	1. 5%

## 現状③ ドメスティック・バイオレンス被害の経験と相談

女性の人権問題として、DV・セクハラ・ストーカー行為※③などがあります。その背景として、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など、古くから残る社会構造も要因の一部であると考えられます。

本町の調査では、DVは男性では、1.4% (72に1人)が女性では、8.9% (12人に1人)の方が『経験がある』と回答しています。

また、その時誰かに相談したかどうかについて聞いたところ、男性では10割の人が、 女性では1割弱の人が相談していないと回答しています。

※③ストーカー行為・・・つきまとい、待ち伏せ、行動の監視、連続した無言電話やファックスなどの「つきまとい行為」を、同一の者に対して繰り返し行うことをいう。

## 重点目標(1)男女の人権尊重の推進

「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」と日本国憲法にうたわれています。一方で人々の意識や行動、社会の慣習の中で男女の固定的な役割分担意識は根強く残っています。

男女がそれぞれの人権をお互いに尊重し合い、伸びやかで充実した人生を送ることのできる社会を実現するために、固定的性別役割分担意識を解消していくことが必要です。

## 〈施策の方向〉

- ①男女の人権尊重に関する意識の啓発
- ②職場・地域などにおける広報・啓発の推進

〈具体的取り組み〉

- ・町広報紙、ホームページを利用した啓発や情報提供
- ・啓発資料の配布

## 重点目標(2)男女共同参画を推進する学習・教育機会の充実

男女の人権が尊重され、男女平等を実現するためには、学校・家庭・地域・職場などにおいて、人権尊重や男女平等に関する学習・教育が不可欠であり、特に、学校教育、家庭教育の果たす役割は大きなものがあります。性差別のない、個人が尊重される社会を築くためには、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進する教育が必要です。

一方、男性の意識改革を進めることは、男女共同参画社会を築くために、重要なものとなります。男性が積極的に参加できる講座等の学習機会を充実し、男女共同参画を推進していくことが必要です。

## 〈施策の方向〉

- ①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- ②男女共同参画に関する学習機会の提供
- ③女性リーダーの育成

#### 〈具体的取り組み〉

- ・町広報紙、ホームページを利用した啓発や情報提供
- ・意識改革のための学習機会の提供、研修会等への参加促進

## 重点目標(3)あらゆる暴力の根絶

暴力は、性別や加害者と被害者の間柄を問わず、許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、女性の人権を侵害する重大な問題です。また、DVのような親しい間柄での暴力は、表面化せず、児童虐待にもつながる問題です。暴力をなくすための啓発・推進を根強く続けていくとともに、被害者が相談しやすい環境をつくっていくことが必要です。

また、セクハラについては、個人の尊厳を傷つけ、能力の発揮を妨げるものであり、 社会的に許されない行為です。防止のための広報・啓発をしていくことが重要です。

#### 〈施策の方向〉

- ①あらゆる暴力をなくすための啓発
- ②セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

## ③相談体制の整備

## 〈具体的取り組み〉

- ・町広報紙、ホームページを利用した啓発や情報提供
- ・相談体制の整備・周知、関係機関との連携



## 基本目標 2. すべての人があらゆる場面で参画できるまちづくり

男女共同参画とは、性別にこだわることなく家庭・地域・職場などあらゆる分野に、 男女双方の考え方や意見が対等に反映されることです。そのためには、男女がともに政 策や方針決定の過程に自覚と責任を持って参画することが必要です。

また、社会の多くの制度や慣行は、長い年月をかけそれぞれの目的や経緯をもとに形づくられてきたもので、性別による役割分担、世帯単位といった特徴が見受けられます。さまざまな分野で可能性を開こうと望む女性のみならず、自由な生き方を求める男性の行く手をもはばむ大きな壁となって立ちはだかっています。男女共同参画社会を実現するためには、世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担う社会を構築していく必要があります。

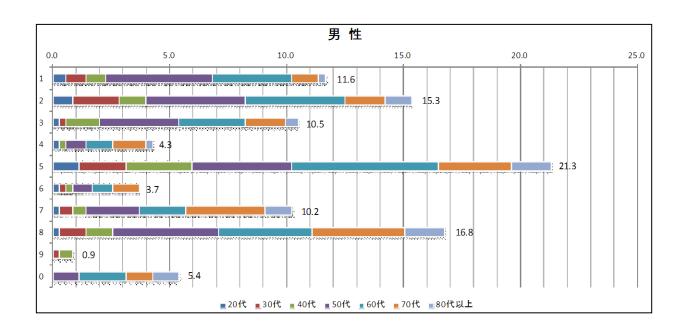
## 現状① 企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由

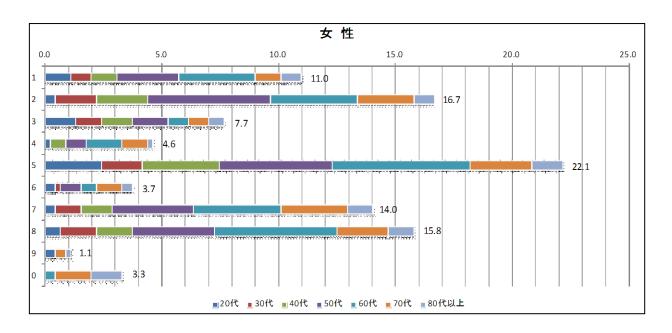
女性の社会進出は年々進んでいますが、「参加」はできても「参画」までにはいたっていないのが現状です。例えば審議会等の女性委員の割合は男性に比べてかなり少ない実態があります。智頭町の実態調査によりますと、「政治や行政において、女性が政策の企画や方針決定の場などに進出していない理由」として、回答割合が高い順に「家事、子育て、介護の負担が大きいため」(男性21.3%、女性22.1%)、次いで「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」(男性16.8%、女性15.8%)、「男性優位の組織運営のため」(男性15.3%、女性16.7%)と続いています。

## 【政治や行政、自治会や町内会において、政策の企画や方針を決める場に女性の参画が 少ない理由は何だと思いますか。】

#### 〈選択肢〉

1	家庭・職場・地域における性別による役割分担や性差別の意識のため
2	男性優位の組織運営のため
3	家族の支援・協力が得られないため
4	女性の能力開発の機会が不十分であるため
5	家事・子育て・介護の負担が大きいため
6	女性の活動を支援するネットワーク等の組織の不足
7	女性自身の積極性が不十分であるため
8	女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない
9	その他
0	無回答・無効回答





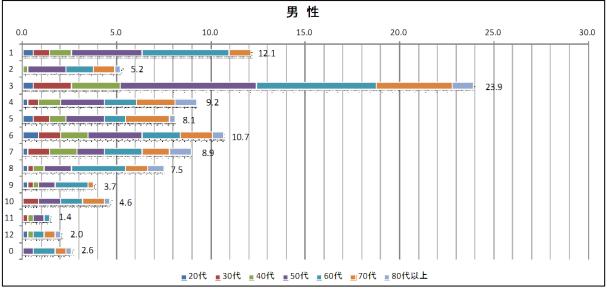
現状② 男性が女性とともに家事等に参加するために必要なこと

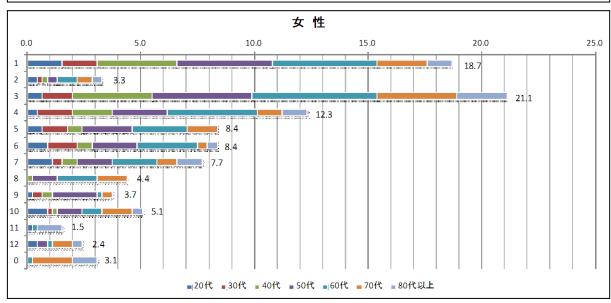
男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこととしては、男女共に「夫婦や家族間での会話など、コミュニケーションをよくはかる」(男性 23.9%、女性 21.1%)が高く、次いで、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」(男性 12.1%、女性 18.7%)が高い回答結果となっています。

【今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。】

## 〈選択肢〉

男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす
夫婦や家族間での会話など、コミュニケーションをよくはかる
年配者やまわりの人が夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重する
社会の中で、男性による家事などについてもその評価を高める
労働時間の短縮や休暇を取得することで、仕事以外の時間をより多くもてるようにする
男性が家事などに関心を高めるよう啓発や情報提供を行う
研修等により男性の家事や子育て・介護等の技能を高める
子育てや介護・地域活動を行うための男性の仲間(ネットワーク)づくりを進める
仕事との両立などの問題について男性が相談しやすい窓口を設ける
その他
特に必要なことはない
無回答・無効回答





## 重点目標(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女が対等な待遇を受け行動できるためには、男性を中心として組み立てられている あらゆる政策・方針決定の場の体制を見直す必要があります。特に、行政の分野で女性 の意見が反映されるよう審議会や委員会への女性の参画を進めます。

一方で、女性自身も政策決定の場に参画する女性は少ないため、男女共同参画社会の 実現のためには、女性自ら意識改革を進めるとともに、人材の発掘・育成を行っていく 必要があります。

また、各種団体に対しても、方針決定過程への女性の参画が拡大するよう、女性の参画促進を呼びかけていくことが必要です。

## 〈施策の方向〉

- ①各種委員会・審議会への女性の参画促進
- ②各種団体役員の女性参画の拡大
- ③人材の発掘、育成
- ④女性の人材育成

### 〈具体的取り組み〉

- ・町広報紙、ホームページを利用した啓発や情報提供
- ・ 啓発資料の配布
- 女性の登用率の向上・女性の人材育成

## 重点目標(2)社会通念・慣行の見直し

家庭・地域・職場においては、「男性は仕事、女性は家庭」等の固定的な性別役割分担意識が残っており、冠婚葬祭等さまざまな分野で不合理な性別役割分担が存在しています。男女がともに参画していく社会づくりをしていくためには、それらの見直しを図っていくことが必要です。

### 〈施策の方向〉

- ①家庭・地域・職場等の慣行の見直し
- ②広報・リーフレット等を活用した啓発

#### 〈具体的取り組み〉

- ・町広報紙、ホームページを利用した啓発や情報提供
- ・固定的性別役割分担是正のための意識啓発

#### 重点目標(3)家庭・地域における男女共同参画の促進

地域に根ざしたさまざまな地域活動や社会的活動は、地域社会を支えていく上で重要な活動です。あらためてその価値を見直し、男女が共同で地域活動を行うための環境整備を図る必要があります。特に男性は、職場中心のライフスタイルに偏りがちであることから、掃除・洗濯・料理などの日常生活での自立ができていないなどの問題に直面するといった傾向がみられます。このため、女性が主に担っていた家事・育児・介護などの家庭責任を、男女がともに担うための啓発を積極的に推進していく必要があります。

#### 〈施策の方向〉

- ①男女の固定的な役割分担是正のための広報・啓発
- ②地域・ボランティア活動への参画促進

## ③男性の日常生活面の自立支援

## 〈具体的取り組み〉

- ・男女共同参画町民意識調査の実施
- ・ 地域活動への参加促進
- ・男性の家庭生活への参画促進等の広報・啓発



## 基本目標3. 生涯いきいきと暮らせるまちづくり

少子高齢化、雇用環境の変化など私たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。 また、個人の生活感や価値観も多様化してきています。

このような中で、一人一人がその能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会づくりを進めるためには、従来の働き方の見直しや子育で・介護の支援など、仕事と生活の調和を推進していくことが必要です。

また、子どもから高齢者まで、どのような生き方を選択するかにかかわりなく、誰もが生涯を通じて人権が尊重され、健康で安心して暮らせる社会を築いていくことが必要です。とりわけ本格的な高齢化社会を迎えようとしている今日、高齢者や障がい者が社会に参画し、健康で自立した生活を送ることができるための環境づくりは重要な課題です。

このような取り組みを通じ、住民一人一人が地域の中でそれぞれの能力を発揮し、お 互いが支え合いながら安心して暮らせる環境づくりと、笑顔でいきいきと安心して暮ら せるまちづくりをめざします。

## 現状① 子育て支援に期待すること

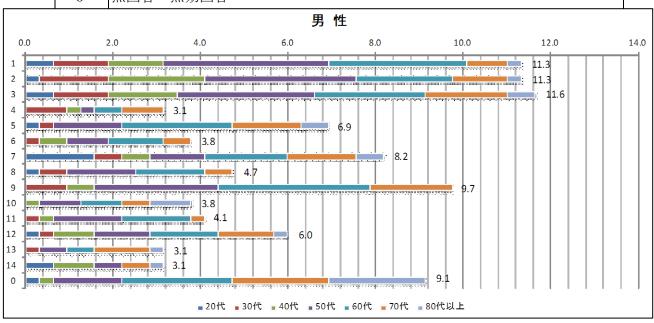
子育て支援にどのようなことを期待するかについては、男性では『親の働き方にあわせた「一時預かり」や「夜間保育」』(11.6%)、『子どもが急に病気になったときの「病児保育」や「病後児保育」』、「残業などの急な予定変更があったときの「病児保育」「病後児保育」」の割合が高く、女性では『子どもが急に病気になったときの「病児保育」「病後児保育」』(17.6%)『残業などの急な予定変更があったときの「延長保育」や「休日保育」』(14.3%)の割合が高くなっています。

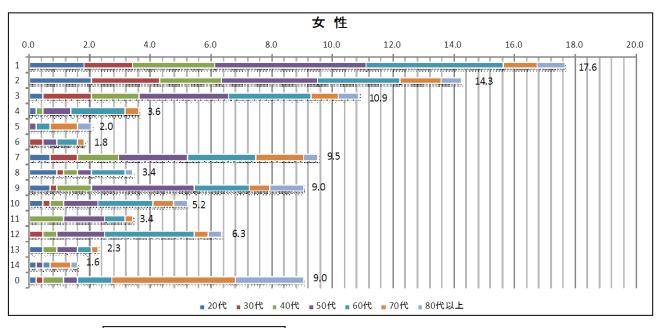
## 【あなたは保育サービスを含む子育て支援に、どのようなことを希望しますか。】

#### 〈選択肢〉

1	子どもが急に病気になったときの「病児保育」や「病後児保育」
2	残業などの急な予定変更があったときの「延長保育」や「休日保育」
3	親の働き方にあわせた「一時預かり」や「夜間保育」
4	親が用事を済ます間の短時間の預かり
5	親と保育者が対話する機会の充実
6	幼稚園と同じような幼児教育
7	子どもを遊ばせる場や機会の充実
8	親のリフレッシュの場や機会の提供
9	親の不安や悩みを相談する場
1 0	父親の子育て参加に関する意識啓発
1 1	子育ての仲間(ネットワーク)づくり
1 2	子育てに関する幅広い情報の提供
1 3	子育てに関する講座・研修
1 4	その他

## 0 無回答・無効回答



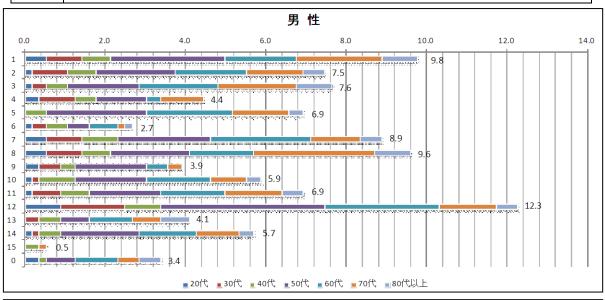


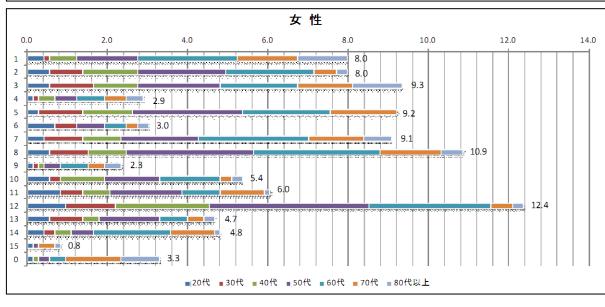
## 現状② 介護支援に期待すること

介護支援にどのようなことを期待するかについては、男性では「介護しながらでも仕事が続けられるような柔軟な介護サービスの提供」(12.3%)「自宅に訪問してもらう在宅介護サービス」(9.8%)の割合が高く、女性では「介護をしながらでも仕事が続けられるような柔軟な介護サービスの提供」(12.4%)「介護サービスを選択するための助言・アドバイス」(10.9%)の割合が高くなっています。

## 【家族の介護をする(している)場合、どのような支援を希望しますか。】 〈選択肢〉

1	自宅に訪問してもらう在宅介護サービス
2	自宅から施設に通って受ける在宅介護サービス
3	自宅から施設や病院への送り迎えなどの移送サービス
4	食事を自宅へ配送する配食サービス
5	設備の整った介護保険施設への入所
6	介護サービス付きの有料老人ホームへの入所や高齢者専用住宅への入居
7	介護サービスや介護サービスを提供する事務所・福祉用具に関する幅広い情報の提供
8	介護サービスを選択するための助言・アドバイス
9	介護方法に関する講座・研修
1 0	介護を行う者のリフレッシュの場や機会の提供
1 1	介護を行う者の不安や悩みを相談する場や仲間(ネットワーク)づくりの支援
1 2	介護をしながらでも仕事が続けられるような柔軟な介護サービスの提供
1 3	介護をしながらでも仕事が続けられるような短時間勤務などの労働環境の整備
1 4	介護に専念できるような介護休業制度の充実
1 5	その他
0	無回答・無効回答



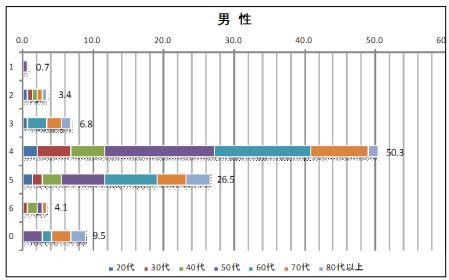


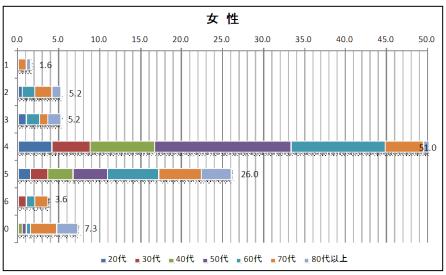
## 現状③ 女性の働き方について

一般的に女性が職業を持つことについて、どう考えるか聞いたところ、男性・女性ともに「子どもができても、ずっと職業を持ち続けるほうがよい」(順に50. 3%・51. 0%)次いで「子どもができたら仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい」(順に26. 5%・26. 0%)の2つが大多数を占めており、「女性は職業を持たないほうがよい」「結婚するまでは、職業を持つほうがよい」と答えた割合は合わせても10. 9%と低くなっています。

【一般的に、女性が職業を持つことについて、あなたはどう思いますか。】 〈選択肢〉

1	女性は職業を持たないほうがよい
2	結婚するまでは職業を持つほうがよい
3	子どもができるまでは職業を持つほうがよい
4	子どもができてもずっと職業を持ち続けるほうがよい
5	子どもができたら職業を辞め、子どもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい
6	その他
0	無回答・無効回答





## 重点目標(1)多様な生き方に対応した子育て支援の充実

働く女性の増加により、女性のライフスタイルも年々変化してきています。家庭の形態も、多世帯同居家族から核家族化が進んでおり、仕事と子育てを両立できるよう保育サービスの充実や、子育ての支援体制の整備を進めることが必要です。また、少子化が進み、子どもの数が年々減少してきている中で、親同士の交流や、子ども同士のふれあいを図る機会を増やしていくことも必要です。

一方、ひとり親家庭については、子どもの教育や、経済面で不安を抱えているため、 経済的・社会的自立を促進するための施策の充実が必要です。

## 〈施策の方向〉

- ①保育サービスの充実と整備
- ②子育てに関する相談・支援体制の整備・充実
- ③ひとり親家庭に対する支援

## 〈具体的取り組み〉

- ・多様な保育サービスの実施
- ・相談支援体制の整備・周知
- 子育て経費の軽減

## 重点目標(2) 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備

高齢化の進行により、高齢者独居世帯、高齢者のみの世帯が年々増えてきています。 これは、個人、家族だけの問題ではなく、町全体として考えるべき重要な問題です。安 心して暮らせる地域とするためには、生涯を通じて男女が健康で、自立し、高齢になっ ても社会の一員としていきいきと暮らせるためのさまざまな支援が必要です。

また、障がい者がその意欲と能力に応じて社会生活をおくることができるよう、環境整備や生活支援を行っていくことが必要です。

### 〈施策の方向性〉

- ①自立のための基盤整備
- ②福祉・介護サービスの充実
- ③いきいきと暮らせる環境づくり

## 〈具体的取り組み〉

- ・寝たきりにならないための健康管理の推進
- ・福祉・介護等における相談体制の充実
- ・老人クラブの充実

## 重点目標(3)男女が共に働くための環境づくり

働く女性を取り巻く法制度(※参考1)は整備されてきましたが、男女の就業状況の格差は依然として残っています。経済的自立や自己表現を求めて就労を希望する女性が、男性と平等に機会を得ることができるよう、関連法(※参考1)などに関する情報提供や就労を支援する学習機会の提供、女性の能力開発や向上のための支援などの取り組みを進めます。

性別を問わず労働者が能力を発揮し、生涯を通じて充実した職場生活をおくられるように、多様な生活様式や自己実現欲求に応えられる職場の雇用環境の整備を進めること

#### が必要です。

## 〈施策の方向〉

- ①雇用の場における男女共同参画
- ②仕事と家庭の両立支援
- ③農林水産業・自営業における男女共同参画

## 〈具体的取り組み〉

- ・女性の能力開発
- ・男性の家事・育児への参画促進
- ・町内事業所に対する啓発
- ・農産物加工等を通じた交流促進

#### (※参考1)

## 【主だった男女共同参画に関する国の動き】

- 昭和21年 婦人参政権確立
- 昭和47年 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福 祉の増進に関する法律公布
- 昭和52年 国内行動計画策定
- 昭和55年 「女子差別撤廃条約」署名、改正民法成立(配偶者の相続分増加)
- 昭和56年 国内行動計画後期重点目標策定
- 昭和59年 父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立(昭和60年施行)
- 昭和60年 男女差解消女性の年金権の確立(国民年金法改正 昭和61年施行) 男女雇用機会均等法成立、女子差別撤廃条約批准
- 昭和61年 男女雇用機会均等法施行
- 平成4年 育児休業法施行
- 平成5年 パートタイム労働法の施行
- 平成6年 男女共同参画審議会設置(政令)、男女共同参画推進本部設置
- 平成7年 育児休業法改正(介護休業制度の法制化)
- 平成9年 男女雇用機会均等法改正、介護保険法公布
- 平成11年 男女共同参画社会基本法公布・施行、改正男女雇用機会均等法施行(募集・ 採用等における女性差別の禁止を規定)
- 平成12年 男女共同参画基本計画策定、児童虐待防止法施行、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行、介護保険法施行
- 平成13年 男女共同参画会議設置、配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する法 律施行、第1回男女共同参画週間
- 平成14年 DV 防止法完全施行
- 平成15年 次世代育成支援対策推進法施行、少子化社会対策基本法施行
- 平成16年 配偶者暴力防止法改正、配偶者暴力防止法に基づく基本方針策定
- 平成18年 男女雇用機会均等法改正
- 平成19年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正、パートタ イム労働法の改正
- 平成20年 次世代育成支援対策推進法改正
- 平成21年 育児・介護休業法の改正

## プランの推進

## 1. 推進体制

このプランに基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるため、町における推進体制を充実し、各種施策の進行管理を行うとともに、町民及び関係団体が連携し、一体となって取り組む必要があります。

## (1) 行政における推進体制と進行管理

- ・関係各課が連携を図りながら、男女共同参画の現状及び問題点の把握並びに調査研究を行い、施策を企画立案し、推進体制の充実及び強化を図ります。
- ・男女共同参画推進組織によるプランの推進と進行管理を行います。

## (2) 町民、県及び関係機関等との連携強化

男女共同参画社会の実現には、町民一人一人の理解と協力が必要です。町民、県、女性団体、事業者等関係機関との連携、協力体制の充実を図ります。

## 2. 具体的な取り組み

このプランは、平成25年度から平成29年度の5年間を計画期間とします。具体的な取り組みは次のとおりです。

## (1) 広報活動の推進

### ○町報の掲載(随時)

「男女共同参画週間」を中心に町報へ掲載し、住民への周知と啓発を行います。

## ○ホームページの活用(年間)

ホームページを活用し、男女共同参画の周知と啓発を行います。

## (2) 学習活動の推進

### ○男女共同参画講演会の開催

智頭町男女共同参画講演会実行委員会が中心となり、「智頭町男女共同講演会」 を開催し、町民全体の意識の高揚を図ります。

#### ○男の料理教室の開催

智頭町と智頭町同和教育推進協議会及び智頭町婦人団体連絡協議会等が連携し、 男性の家事参画の支援として、「男の料理教室」を開催します。

## ○研修会

町内の職場や団体を対象に研修会を町主催で開催し、意識の高揚に努めます。 町外各種男女共同参画関係研修会等の情報提供及び参加を促し、意識の高揚に努めます。

## 〇よりん彩の活用(年間)

鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」が行っている講座・セミナー等を活用 し、男女共同参画への理解を深めます。

#### ○行政としての取り組み

年間3回程度開催している職員に対する人権・同和問題研修会の1つに男女共同 参画関係の内容を企画し、意識の高揚を図ります。

職員に対し、町内で実施される男女共同参画研修などへの積極的参加を呼びかけます。

## 男女共同参画社会とは5つの"や"

- やわらかい社会(柔軟な発想、多様な個性を柔軟に受け入れる。)
- ・やりたいことができる社会(男女がともに個性、能力を発揮できる。さまざまな生き方、働き方ができる。)
- ・やり直しのきく社会(再チャレンジできる、さまざまな生き甲斐をみつけられる。)
- やすらぎのある社会(ワーク・ライフ・バランス)
- ・やさしく楽しい社会(男女が分かり合い、優しくなれる。男女一緒に楽 しくやれる。)

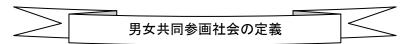
【男女共同参画の広報のために】より(内閣府男女共同参画局)

【参考資料】~『男女共同参画の広報のために』・ (男女共同参画の広報啓発に関する研究会)発行

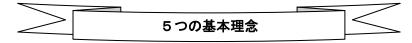
## 1 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法は平成11年6月に公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会の形成に関し、男女共同参画社会を実現する ための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明 らかにしています。



男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。



#### ① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間 として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

#### ② 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や 慣行の在り方を考える必要があります。

## ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

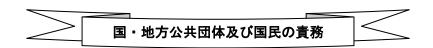
男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を 確保する必要があります。

#### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての 役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要 があります。

#### ⑤ 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や 国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。



## ○ 国の責務

国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施してきています。

○ 地方公共団体の青務

地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。

○ 国民の責務

国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

## 2 男女共同参画基本計画

男女共同参画基本法に基づく基本計画として、平成17年12月27日に男女共同参画基本計画(第2次)が閣議決定されました。

第2次基本計画では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成23年までを 見通した施策の基本的方向と平成22年度末までに実施する具体的施策の内容を示して います。 国・地方公共団体及び国民の責務

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける男女共同参画の推進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進(科学技術/防災/災害等復興を含む)/地域おこし、まちづくり、観光/環境)

本計画を実効性のあるものとして推進していくために男女共同参画会議は、政府が実施する 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、各分野の専門家の知見を 活用しつつ、監視を行っています。

## 「社会的性別 (ジェンダー)」の視点

男女共同参画基本計画(第2次)では、「男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発を進める。」とされています。

## ●「「社会的性別」ジェンダー」とは?

人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

●「「社会的性別」ジェンダーの視点」とは?

「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等にもつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうという視点です。

「社会的性別の視点」でとらえられる対象

## 男女共同参画社会の形成を阻害するもの(性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等)

→見直しが適当

(見直しが行われた具体例)

男女別定年制の撤廃、配偶者暴力防止法の制定、従来女性が少なくなった分野(起業家、科学者、政治家等)への進出

※社会制度・慣行の見直し を行う際には、社会的な合 意を得ながら進める必要。

## 男女共同参画社会の形成を阻害しないもの

→見直し不要

(具体例)

男女の服装に関する違い、ひな人形、鯉のぼりなど

## 「ジェンダー・フリーについて」

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや 男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否 定することは、国民が求める男女共同参画社会と異なります。

例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室 宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識です。

また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示にすることは、男女共同参画の趣旨から 導き出されるものではありません。

## =第3次智頭町男女共同参画プラン= 鳥取県 智頭町役場総務課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

TEL:0858-75-4115 (直通)

FAX: 0858-75-1193 e-mail: <a href="mailto:soumu@town.chizu.tottori.jp">soumu@town.chizu.tottori.jp</a>

平成25年3月